

理事長 殿

内監発 第8号
平成17年6月3日
監査室長 保谷 美苗



総括監査報告書

標記の件、下記の通りご報告申しあげます。

1. 被監査部名

資金管理センター

2. 監査実施期間

平成17年2月15日(火)～平成17年4月28日(木)

3. 監査の対象

1) 法令、財団内諸規程等の遵守状況

対象期間:資金管理法人として指定された平成15年6月24日～平成17年3月31日

2) 諸契約の履行状況

3) 不正・業務ミス防止体制確認

4. 監査項目 下記法令・諸規程・契約に規定された事項の遵守・履行状況

1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「R法」)及び関連施行令・施行規則

2) 寄附行為

3) 業務規程及び同細則

4) 上記1)～3)に規定の再資源化預託金等および資金管理料金(両方を合わせ以下「預託金等」)の收受・運用・払渡。但し、收受に係る経理関係は業務の外部監査法人の報告書に依拠することとし、対象外とした。

5) 調達規程

6) 情報公開規程

7) 事務処理規則及び稟議・決裁規程

8) 倫理規程

9) 預託金等特別会計及び資金管理料金特別会計の進捗及び資金繰り管理

5. 監査責任者兼担当者 保谷 監査室長

写)

・森山監事、藤代監事

・中谷専務理事、齊藤常務理事、中村理事、国安部長

監査結果

I. 監査の結果把握された確認点及び問題点と所見及び提言

1. 不正や重大な業務ミスに繋がると思われる問題点は把握されず、また発見されなかった。
2. 自動車リサイクルは全くの新規且つ大規模事業であり、いわゆる「自動車リサイクル法」の本格施行前後の対応準備及び立上がり時の習熟に困難が見られたものの、同法及び関連政省令・寄附行為・業務規程及び同細則・調達規程・情報公開規程・稟議決裁規程・倫理規程等の重要法令及び基幹規程等は遵守・履行されていることを確認した。
3. 上記の様な新規・大規模事業、それに対応する新組織立上げ時に見られると思われる、いくつかの問題点とその所見及び提言は下記の通り。
 - 1) 資金管理センター部内の職位及びその権限と責任が文書化されておらず、指揮・命令体系に改善の余地があると思われる。
 - 2) コンタクトセンターに委託している業務について、体系だった管理体制の構築が必要と思われる。
 - 3) 資金管理システムを会計管理目的の内部利用するにつき、資金管理システムのバグ取り及び改善手直しが必要。
 - 4) 帳票及び証憑等につき、ファイリング及び保管ルールを確立する必要があると思われる。
 - 5) 日常全業務の取り回しにつき、早急にマニュアルを作成することが望まれる。
 - 6) 預託金等の運用について、資金管理業務諮問委員会資料として公開されているが、情報公開規程に沿った公開の工夫が望まれる。
 - 7) 預託金等の運用グループは現在 全業務をリーダー1人でこなしているが、業務量及び不慮の事態に備え、当初の予定通り2名の安定体制とすることが望まれる。
 - 8) 預託金等の運用における最良執行及格付検証は毎日行われているが、その事跡の残し方を検討する必要があると思われる。
 - 9) 運用債券の売買発注の透明性を高める為、業者別発注比率を定期的に資金管理業務諮問委員会に報告する必要があると思われる。
 - 10) 認定解体自動車全部利用者のリサイクルシステム内への登録はASRチームが実施しているが、資金管理センターにおいても登録の検証が必要と思われる。
 - 11) 入札及び業者選定は調達規程に則り適切に行われているが、入札及び業者選定の正式な書面事跡がない事例があり、情報公開を求められた場合に備え、入札及び業者選定の経緯書を残しておくことを提言したい。

II. 前回監査の重要問題点の措置状況

初回監査であり、該当事項なし。

以上